

第6章 うるおいのある生活のために

1 保健福祉センター

(1) 保健福祉センターの概要

所在地	厚木市中町1-4-1
開館時間	平日：午前8時20分～午後9時30分 土日、祝日：午前8時45分～午後9時30分
休館日	年末年始（12月29日～1月3日） 設備点検等による休館日（毎月第3土曜日ほか）

※ 館内の施設によって、業務時間、休業日等が異なります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

(2) 各階の主な施設

階	施設名称（担当課等）	電話
1階	市民健康部 健康長寿推進課健康医療係	225-2174
	市民健康部 健康長寿推進課保健福祉施設係 市役所連絡所（※住民票等の各種証明書交付）	225-2525
	厚木市歯科保健センター	224-6081
2階	市民健康部 健康づくり課保健第一係 母子健康包括支援センター「ひだまり広場」	225-2597 225-2929
	市民健康部 健康づくり課保健第二係	225-2201
	市民健康部 健康づくり課保健第三係 健康度見える化コーナー（未病センターあつぎ）	225-2203
	厚木市障害者総合相談室ゆいはあと （厚木市障がい者基幹相談支援センター）	225-2904
	児童発達支援センター「ひよこ園」事務室・相談室	225-2245
3階	保健センター(健診エリア)	225-2201
4階	児童発達支援センター「ひよこ園」保育室	225-2245
	厚木市社会福祉協議会ボランティアセンター	225-2789
	厚木市権利擁護支援センターあゆさぼ	225-2939
5階	福祉部 福祉総務課発達支援係 療育相談センター「まめの木」	225-2252
	市民健康部 健康づくり課 新型コロナウイルスワクチン接種担当	225-2980
	厚木市社会福祉協議会	225-2947
	貸館室（会議室501、会議室502）	225-2525
6階	貸館室（ホール）	225-2525

(3) 会議室等の利用

利用施設の概要			
区分	面積(㎡)	附属設備	フロア
会議室501	79	机15台・いす40脚・白板	5階
会議室502	54	机10台・いす20脚・白板	5階
ホール	534	舞台・放送設備・客席400席・バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球用具等	6階
利用時間			
午前9時～午後9時30分（休館日を除く）			
使用料			
区分	料金（1時間につき）	定員	
会議室501	300円	40人	
会議室502	200円	20人	
ホール	2,500円	400人	
申し込み方法			
公共施設予約システムから申込み。 詳しくは担当課までお問い合わせください。			
担当課	健康長寿推進課 保健福祉施設係 ☎225-2525		

※新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴い、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで、会議室等の利用を休止しています。ただし、接種事業の進捗により休止期間が変更となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

2 福祉相談事業

担当課等	内 容
福祉まるごと相談 (社会福祉協議会) ☎225-2947 2949	・相談員 福祉相談員及び社会福祉協議会職員 ・相談時間 月曜日～金曜日(年末年始、祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分 ・内 容 福祉全般にわたる相談に応じます。 ・場 所 保健福祉センター 5階
成年後見相談 (社会福祉協議会) ※予約制 ☎225-2939	・相談員 弁護士・司法書士 ・相談時間 毎月第2、第3水曜日 午後1時～午後4時 毎月第3木曜日 午後1時～午後2時 ・内 容 成年後見制度の利用方法や後見人業務の実務 に関する事などの相談に応じます。 ・場 所 保健福祉センター 4階
終活相談 (社会福祉協議会) ※予約制 ☎225-2939	・相談員 司法書士 ・相談時間 毎月第2、第3火曜日 午後1時～午後3時 ・内 容 遺言、相続、任意後見制度、財産管理、死後の 手続きの委任契約に関する事、家族信託など の相談をお受けします。 ・対 象 市内在住の方 ・場 所 保健福祉センター 4階
生活保護相談 (生活福祉課) ☎225-2211 2212 2891 2811	・相談員 福祉相談員及び生活福祉課職員 ・相談時間 午前8時30分～正午 午後1時～午後5時15分 (土・日・祝日及び年末年始を除く) ・内 容 生活保護全般にわたる相談に応じます。 ・場 所 市役所第二庁舎 2階
高齢者・介護相談 (介護福祉課 高齢者支援係) 電話相談可 ☎225-2220	・相談員 福祉相談員 ・相談時間 午前9時～正午、午後1時～午後5時 (水・土・日・祝日及び年末年始を除く) ・内 容 高齢者の生活、介護全般にわたる相談に応 じます。 ・場 所 市役所本庁舎 2階
ひとり親家庭等相談 (子育て給付課 こども家庭支援係) 電話相談可 ☎225-2241	・相談員 母子・父子自立支援員 ・相談時間 午前8時30分～午後5時 (土・日・祝日及び年末年始を除く) ・内 容 ひとり親家庭等の経済上の問題、子どもの 養育問題等の相談に応じます。 ・場 所 市役所本庁舎 2階
児童虐待・ヤングケ アラー・DV(女性 専用)相談 (家庭相談課) 電話相談可 ☎221-0181 0182	・相談員 こども・女性相談員 (ヤングケアラー・コーディネーター兼務) ・相談時間 午前9時～午後5時 (土・日・祝日及び年末年始を除く) ・内 容 児童虐待・ヤングケアラー・DV全般にわたる 相談に応じます。 ・場 所 市役所第二庁舎 7階